

災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H) サービス利用規約 新旧対照表

(下線は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
第 5 条 第 1 項	利用者は、アカウントの ID・パスワードについて、自己の責任の下、適切に管理するものとします。利用者は、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買などをしてはならないものとします。<u>この規定は、利用者が本サービス上で発行する一時的なアカウントについても適用するものとし、利用者が当該一時的なアカウントを第三者に付与し、又は使用させた場合には、当該第三者による利用についても利用者が責任を負うものとします。</u>利用者は、ID・パスワードの漏えい若しくは第三者による不正利用の事実又はそのおそれを認知した場合、直ちに厚生労働省に報告するとともに、自己の管理不備に起因して生じた損害について責任を負うものとします。	利用者は、アカウントの ID・パスワードについて、自己の責任の下、適切に管理するものとします。利用者は、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買などをしてはならないものとします。
第 6 条	<u>2 D24H に登録又は蓄積されたデータは、本サービスの目的の範囲内でのみ利用するものとし、当該データを用いた再利用又は二次利用(新たなサービス、システム、ダッシュボードその他これらに類する成果物の開発、構築若しくは運営、AI その他の機械学習モデルの学習、開発、評価若しくは性能向上又は他システムとの連携を含む。)を行ってはならない。本サービスの開発、保守又は運営を受託する事業者及びその再委託先についても同様とし、本サービスの目的を超えて当該データを利用してはならない。なお、再利用又は二次利用を行う場合は、予め厚生労働省と協議の上、利用目的、利用範囲、利用主体及び安全管理措置について承認を得なければならない。利用者並びに本サービスの開発、保守又は運営を受託する事業者及びその再委託先は、本サービスからダウンロードし、又は取得したデータについて、利用目的を達成し、又は当該データを保有する必要がなくなったときは、遅滞なく消去し、又は復元できない方法により廃棄しなければならない。</u>	(新設)

	<u>3 利用者並びに本サービスの開発、保守又は運営を受託する事業者及びその再委託先は、本条に違反する事実又はそのおそれ(データの漏えい、滅失、毀損その他の事案を含む。)を認知した場合、直ちに厚生労働省に報告し、その指示に従うものとします。</u>	
第 7 条 第 13 号	D24H に搭載される情報を厚生労働省の許可なく、学術研究、学会発表、論文投稿、研究成果の公表その他の学術的又は研究的目的のために閲覧、取得、保存、複製又は第三者への提供若しくは利用する行為	D24H に搭載される情報を厚生労働省の許可なく、学術的な目的で閲覧・データダウンロード・保管・利用する行為